



## 年頭のごあいさつ



新年あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては令和6年の輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて昨年は、2020年春から3年間流行した新型コロナウイルス感染症が5月8日から感染症法において通常のインフルエンザと同等の5類相当に引き下げられ、行動制限等も解除されて徐々に新型コロナ前の日常生活が戻ってきた一年でありました。

しかしながら、世界の戦争（紛争）や円安等にも起因するエネルギー価格の上昇や全ての物価が上がるなど、政府の対策が追い付かない程、経済活動や身近な生活に多大な影響を与えた一年でもありました。

そうした状況の中で、邑南町商工会は会員事業者・小規模事業者のコロナ後の売上回復や、融資の返済支援、地域資源を活かした商品開発・販路開拓支援、円滑な事業承継の支援、事業再構築の支援など本来業務に加え、昨年に続き、新型コロナウイルス対策の様々な助成金等の制度等の活用を検討や周知、その申請手続き等に商工会の果たした役割は大きかったのではないかと感じているところです。

また昨年は、10月からインボイス制度の導入も始まり、人手不足と連動した働き方改革、物価高に対応した最低賃金の上昇など新たな経営課題への対策も迫られています。

町の将来を担う青年部の人材育成に、よりいっそうの力を注ぎ、女性の視点を活かした商工会の支援体制を構築し今年も信頼される身近な経済団体として職員の資質向上を目指してまいります。

新しい年を迎え、商工会としてはこれまでと同様に、邑南町とも連携して、会員企業の皆様をしっかりとお支えしていけるよう役職員一同決意を新たにいたしましたところではあります。

どうぞお気軽に様々な相談をしていただき活用していただくと共に引き続き皆様方の商工会に対するご支援を宜しくお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様方の事業が更に持続・発展しますよう、またご健勝を祈念して、新年のご挨拶といたします。

令和6年1月

邑南町商工会 会長 福井竜夫

## 第4回理事会を開催しました

12月15日（金）午後3時半から商工会本所において、令和5年度第4回邑南町商工会理事会が開催されました。役員16名の出席により開催され、協議事項は以下3点でしたが、すべて承認されました。

第1号議案 新会員加入承認について

(R5年10月27日～R5年12月13日)

(企業名)氏名	業種	住所	備考
デザイン工房A&M 上田 裕介	デザイン業	邑南町下田所 331-1 サーラ2号	
工房であい 藤本 さおり	飲食業	邑南町宇都井 255	
有限会社齊木砂利 取締役 齊木 孝	採石業	邑南町下口羽 1225-3	

第2号議案 「令和5年度 収支更正予算書(案)」について

第3号議案 「個人情報保護に係る基準」について

### 《 報告事項 》

(1) 会員の脱退・変更について

(R5年10月27日～R5年12月13日)

(企業名)氏名	業種等	住所	備考
いごち 右田 絵理	美容業	邑南町矢上 996	事業所名、住所変更

(2) 経営発達支援計画・中期行動計画の状況報告

(3) おおなん相談所の状況について

(4) おおなんさくらカードポイント30倍キャンペーンについて

(5) 共済推進の状況について

(6) 青年部・女性部報告



↑【理事会の様子】↑

報告事項としては上記6事項があり、内容としては1月から始まるおおなんさくらカードのポイント30倍キャンペーンの概要について、また青年部と女性部からは今年の各活動報告と共同事業「地域食材を活用した農商工連携による 邑南ソウルフード の開発・販売・宣伝」の取り組みについての報告がありました。

### 『会員事業所、関係各所等の皆様へ』

平素より当商工会の運営には格別なるご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。当商工会は、今年から年賀状によるご挨拶を控えさせていただくこととなりました。なにとぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

## ～ 年末調整の事務は終わりましたか?? ～

年末調整の納付期限は... 納期特例の承認を受けていない方 → 1/10 (水) まで  
納期特例の承認を受けている方 → 1/22 (月) まで  
法定調書の提出期限は 1/31 (水) までです!

### 決算・申告準備をお願いします!

今年も決算・確定申告の時期が近づいてきました。今年度はインボイス制度も始まりまし  
たので、正確な決算・申告書を作成するために、余裕を持って準備をしましょう。

《所得税 確定申告期間》

令和6年2月16日(金) ～ 3月15日(金) まで

《消費税 確定申告期間》

令和6年 1月 1日(月) ～ 3月31日(日) まで

※申告の時期は大変混雑が予想されます。日計表など早めの書類提出をお願いします。

# 青年部活動報告

謹賀新年  2024 

旧年中は大変お世話になり、青年部活動に対して皆様からご理解・ご協力を頂けたことで、ア  
フターコロナということもあり、様々な取り組みを行うことができました。また、部員も新たに  
5名加入し、地元を盛り上げる仲間が増えた年でもありました。

イベントとしては、「北広島町わさまち」、「石見のまんなか神楽市」、「新庄夜市」、「火舟祭り」、  
「みずほ夏祭り」、「やまんば祭り」、「矢上高校学園祭」、「桜江町よなフェス」、「出羽神楽団50  
周年大会」、「産直市みずほ19周年祭」等に賑やかしとして出店協力を行いました。

10月には青年部主催の第46回陰陽神楽競演大会を4年ぶりに通常開催することができ、青年  
部として地域の皆様と多く関わらせて頂きました。またイベントばかりではなく、自己研鑽として  
も、今年は邑南町商工会青年部が主幹で石東ブロック商工会青年部研修大会の運営、事業承継セミ  
ナーの実施、女性部との共同事業で「地域食材を活用した農商工連携による“邑南ソウルフード”  
の開発・販売・宣伝」への取り組みの他、中四国ブロック商工会青年部大会・商工会青年部全国大  
会へも参加し、学びの場としました。

引き続き、青年部員同士で話し合いを重ね、色々なことにチャレンジしていきたいと考えてお  
ります!! ご指導ご鞭撻とご理解ご協力の程、何卒、よろしくお願い申し上げます。

お知らせ



### リール撮影セミナーを開催します!

(株)FanDayの川西先生にお越しいただき、Instagramの今のトレンド、リール動画についてお話し  
いただきます。

講座中には実際に撮影してInstagramへの投稿をしてみる企画も検討中!是非お越しください!

開催日: 2024年1月19日(金) 13:30-14:00 受付  
14:00-15:30 講座  
15:30-16:00 Q&A



続報は相談所Instagramで!



おあなん  
相談所

# 子育てしやすい 職場づくりに 取り組む企業を 応援します

事業者の皆様へ



## 子育てしやすい職場づくり奨励金

### 奨励金

**10万円** [1制度導入] 上限 20万円

主な要件

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、  
令和4年度内に一定の利用実績があること

ア 時間単位の有給休暇制度

(対象) 18歳までの子どもがいる労働者  
(実績) 対象者1名が合計8時間取得

イ 育児短時間勤務制度の育児対象拡大(小学6年生以下)

[代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ]  
(対象) 3歳以上小学6年生以下の子どもがいる労働者  
(実績) 対象者1名が合計20日間利用

※申請期限:支給要件を満たした翌日から6か月以内

※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも  
活用していただくことができます。



**対象事業者** 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等  
(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

**対象事業所** 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)

働きやすくて子育てもしやすい職場がうれしいね!



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651 | 島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590

# 出産後の 職場復帰に 取り組む企業を 応援します

## 出産後職場復帰奨励金

【令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合】

労働者30人未満の事業所、かつ  
初めて本奨励金を申請する事業所の場合

左記以外の常勤労働者  
50人未満の事業所

**20万円/人**

**10万円/人**

主な要件

・育児休業を3ヶ月以上取得し、

職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること

・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること

・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に  
今後も取り組むこと

※申請期限:支給要件を満たした翌日から6か月以内

【令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合】

育児休業17か月以上

育児休業3か月以上  
17か月未満

育児休業3か月未満  
または産休のみ

**40万円/人**

**20万円/人**

**10万円/人**

主な要件

・産前産後休業または育児休業を取得し、

職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること

・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること

・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に  
今後も取り組むこと

※申請期限:支給要件を満たした翌日から1年以内